

新型インフルエンザ等対策ガイドラインの新旧対照表

(下線部分は改定箇所)

改 正 案	現 行
I サーベイランスに関するガイドライン 目次 (略) 第1章 始めに (略) (1) 新型インフルエンザ国内発生の早期探知 新型インフルエンザ患者の発生当初は患者数が少なく、季節性インフルエンザの患者と区別が難しいことから、以下のような方法で早期探知を行う。 ア) (略) イ) 学校等における集団発生の把握 感染が拡大しやすい集団生活の場である学校等の休業等の実施状況についての調査を強化し、インフルエンザ様疾患の集団発生があった場合には、海外渡航歴が無い場合も含め、PCR 検査等を行うことにより、<u>いち早く</u>新型インフルエンザの国内発生・流行を捉えるとともに、地域流行の	I サーベイランスに関するガイドライン 目次 (略) 第1章 始めに (略) (1) 新型インフルエンザ国内発生の早期探知 新型インフルエンザ患者の発生当初は患者数が少なく、季節性インフルエンザの患者と区別が難しいことから、以下のような方法で早期探知を行う。 ア) (略) イ) 学校等における集団発生の把握 感染が拡大しやすい集団生活の場である学校等の休業等の実施状況についての調査を強化し、インフルエンザ様疾患の集団発生があった場合には、海外渡航歴が無い場合も含め、PCR 検査等を行うことにより、<u>逸早く</u>新型インフルエンザの国内発生・流行を捉えるとともに、地域流行の端

端緒をつかむ。

また、医療機関・社会福祉施設等から集団発生の報告があった場合にも同様に PCR 検査等を行う。

(2) ～ (7) (略)

第 2 章 (略)

Ⅲ 水際対策に関するガイドライン

目次 (略)

第 1 章 (略)

第 2 章 水際対策の実施方針

1. 総論

- ① WHO が新型インフルエンザに該当するインフルエンザ又は急速にまん延するおそれのある新感染症の発生の公表を行っていない場合であっても、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いが強く、政府としての対策を総合的かつ強力に推進する必要があると判断される場合には、速やかに関係省庁対策会議又は必要に応じ内閣総理大臣が主宰し全ての

緒をつかむ。

また、医療機関・社会福祉施設等から集団発生の報告があった場合にも同様に PCR 検査等を行う。

(2) ～ (7) (略)

第 2 章 (略)

Ⅲ 水際対策に関するガイドライン

目次 (略)

第 1 章 (略)

第 2 章 水際対策の実施方針

1. 総論

- ① WHO が新型インフルエンザのフェーズ 4 宣言若しくはそれに相当する公表又は急速にまん延するおそれのある新感染症の発生の公表を行っていない場合であっても、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いが強く、政府としての対策を総合的かつ強力に推進する必要があると判断される場合には、速やかに関係省庁対策会議又は必要に応じ内閣総理

国務大臣が出席する新型インフルエンザ等対策閣僚会議（以下「対策閣僚会議」という。）を開催するとともに、必要に応じ基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府の初動対処方針について協議・決定し、水際対策を開始する。

- ② WHO が新型インフルエンザに該当するインフルエンザ又は急速にまん延するおそれのある新感染症の発生の公表を行った場合には、政府対策本部は、その病原性、感染者が入国する可能性等を踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴きつつ、総合的に検討を行い、基本的対処方針を決定する。ただし、現場において混乱が生じないよう、在外邦人の帰国や外国人の入国については、国内の受け入れ体制（検疫所の体制、停留の収容能力等）と整合を図る必要があることに留意する。

③・④ （略）

2. （略）

3. 海外発生期の初動対応

（1） （略）

（2）政府対策本部の設置と基本的対処方針の決定

- ① WHO が新型インフルエンザに該当するインフルエンザ又は急速にまん延するおそれのある新感染症の発生の公表を行っ

大臣が主宰し全ての国務大臣が出席する新型インフルエンザ等対策閣僚会議（以下「対策閣僚会議」という。）を開催するとともに、必要に応じ基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府の初動対処方針について協議・決定し、水際対策を開始する。

- ② WHO が新型インフルエンザのフェーズ4宣言若しくはそれに相当する公表又は急速にまん延するおそれのある新感染症の発生の公表を行った場合には、政府対策本部は、その病原性、感染者が入国する可能性等を踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴きつつ、総合的に検討を行い、基本的対処方針を決定する。ただし、現場において混乱が生じないよう、在外邦人の帰国や外国人の入国については、国内の受け入れ体制（検疫所の体制、停留の収容能力等）と整合を図る必要があることに留意する。

③・④ （略）

2. （略）

3. 海外発生期の初動対応

（1） （略）

（2）政府対策本部の設置と基本的対処方針の決定

- ① WHO が新型インフルエンザのフェーズ4宣言若しくはそれに相当する公表又は急速にまん延するおそれのある新感染症

た場合には、政府対策本部を設置する。同本部は、WHO や諸外国の動向も踏まえつつ、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、発生地域の特性、その他の状況を踏まえ、患者等の人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが社会・経済活動に与える影響を総合的に勘案し、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて（緊急を要する場合で意見を聴くいとまがない場合を除く。）基本的対処方針を定め、感染症危険情報の発出、入国者の検疫強化（隔離・停留・健康監視等）の実施、外国人への査証発給の停止（外交・公用目的での渡航及び緊急事案等を除く。）等のうち実施すべき対策を選択し決定する。

② （略）

（３）・（４） （略）

第３章 検疫の実施

１．検疫実施空港・港の集約化

（１）基本的な考え方

- ① 検疫強化のため停留を実施する場合においては、新型インフルエンザ等発生国からの航空機及び船舶の運航状況等を踏まえ、発生国からの入国者の分散化を避け、万が一、入国者の中から新型インフルエンザ等の患者が発生した場合であってもまん延防止を図るため、また、検疫官を集中的に配置するこ

の発生の公表を行った場合には、政府対策本部を設置する。同本部は、WHO や諸外国の動向も踏まえつつ、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、発生地域の特性、その他の状況を踏まえ、患者等の人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが社会・経済活動に与える影響を総合的に勘案し、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて（緊急を要する場合で意見を聴くいとまがない場合を除く。）基本的対処方針を定め、感染症危険情報の発出、入国者の検疫強化（隔離・停留・健康監視等）の実施、外国人への査証発給の停止（外交・公用目的での渡航及び緊急事案等を除く。）等のうち実施すべき対策を選択し決定する。

② （略）

（３）・（４） （略）

第３章 検疫の実施

１．検疫実施空港・港の集約化

（１）基本的な考え方

- ① 検疫強化のため停留を実施する場合においては、新型インフルエンザ等発生国からの航空機及び船舶の運航状況等を踏まえ、発生国からの入国者の分散化を避け、万が一、入国者の中から新型インフルエンザ等の患者が発生した場合であってもまん延防止を図るため、また、検疫官を集中的に配置するこ

とにより効率的な措置の実施を図るため等の公衆衛生上の観点から、7 空港、7 海港を特定検疫港及び特定検疫飛行場（以下「特定検疫港等」という。）に指定して、集約化を図ることを検討する。

a 7 空港（千歳・成田・羽田・中部・関西・福岡・那覇）

b 7 海港（横浜・神戸・関門・博多・長崎・鹿児島・那覇）

（注 1）特定検疫飛行場においては、発生国から来航する旅客機の検疫実施場所を可能な限り限定する。

（注 2）貨物船については、上記以外の検疫港においても対応。ただし、その積載物等により検疫港に入港することが困難である場合には、感染拡大のおそれに留意しつつ、別途関係省庁において対応を検討する。

②・③ （略）

（2） （略）

（3）各機関等の対応（検疫・入国審査・税関等）

①・② （略）

③ 地方出入国在留管理局・税関は、特定検疫港等に対し、必要に応じ、応援のための職員の派遣等を行うとともに、そのための宿泊施設の確保等を行う。

④～⑧ （略）

2. ～ 4. （略）

とにより効率的な措置の実施を図るため等の公衆衛生上の観点から、5 空港、4 海港を特定検疫港及び特定検疫飛行場（以下「特定検疫港等」という。）に指定して、集約化を図ることを検討する。

a 5 空港（成田・羽田・関西・中部・福岡）

b 4 海港（横浜・神戸・関門・博多）

（注 1）特定検疫飛行場においては、発生国から来航する旅客機の検疫実施場所を可能な限り限定する。

（注 2）貨物船については、上記以外の検疫港においても対応。ただし、その積載物等により検疫港に入港することが困難である場合には、感染拡大のおそれに留意しつつ、別途関係省庁において対応を検討する。

②・③ （略）

（2） （略）

（3）各機関等の対応（検疫・入国審査・税関等）

①・② （略）

③ 入国管理局・税関は、特定検疫港等に対し、必要に応じ、応援のための職員の派遣等を行うとともに、そのための宿泊施設の確保等を行う。

④～⑧ （略）

2. ～ 4. （略）

第4章 我が国来航者への対応

1. 発生国から入国しようとする外国人への対応

(1)・(2) (略)

(3) 入国審査における措置

① 新型インフルエンザ等に感染した外国人は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第5条第1項第1号に規定する上陸拒否事由に該当する。検疫手続において、外国人が感染していることが発見された場合、検疫所から地方出入国在留管理局に隔離措置を行う旨通報され、入院措置が終了すれば、上陸申請前の状態に戻されることとなる。

② (略)

(4) (略)

2. 第三国を経由して入国しようとする発生国在住・滞在者への対応

(1) (略)

(2) 第三国を経由して入国しようとする者の捕捉

①～③ (略)

第4章 我が国来航者への対応

1. 発生国から入国しようとする外国人への対応

(1)・(2) (略)

(3) 入国審査における措置

① 新型インフルエンザ等に感染した外国人は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第5条第1項第1号に規定する上陸拒否事由に該当する。検疫手続において、外国人が感染していることが発見された場合、検疫所から入国管理局に隔離措置を行う旨通報され、入院措置が終了すれば、上陸申請前の状態に戻されることとなる。

② (略)

(4) (略)

2. 第三国を経由して入国しようとする発生国在住・滞在者への対応

(1) (略)

(2) 第三国を経由して入国しようとする者の捕捉

①～③ (略)

④ このため、次の方法により発生国での滞在を把握するとともに、虚偽申告を抑止することとする。

a (略)

b 出国証印の入国審査や税関における確認

機内等でのアナウンスや看板により、検疫終了後に、地方出入国在留管理局や税関において旅券の出国証印を確認することや旅券の最終出国証印が押されているページを開いて入国審査に臨むことを乗客に周知する。入国審査では、邦人及び外国人の全ての旅券について、一定程度以降の日付の発生国の出国証印をチェックし、これがあった場合、速やかに検疫所に通報する。

第5章～第7章 (略)

④ このため、次の方法により発生国での滞在を把握するとともに、虚偽申告を抑止することとする。

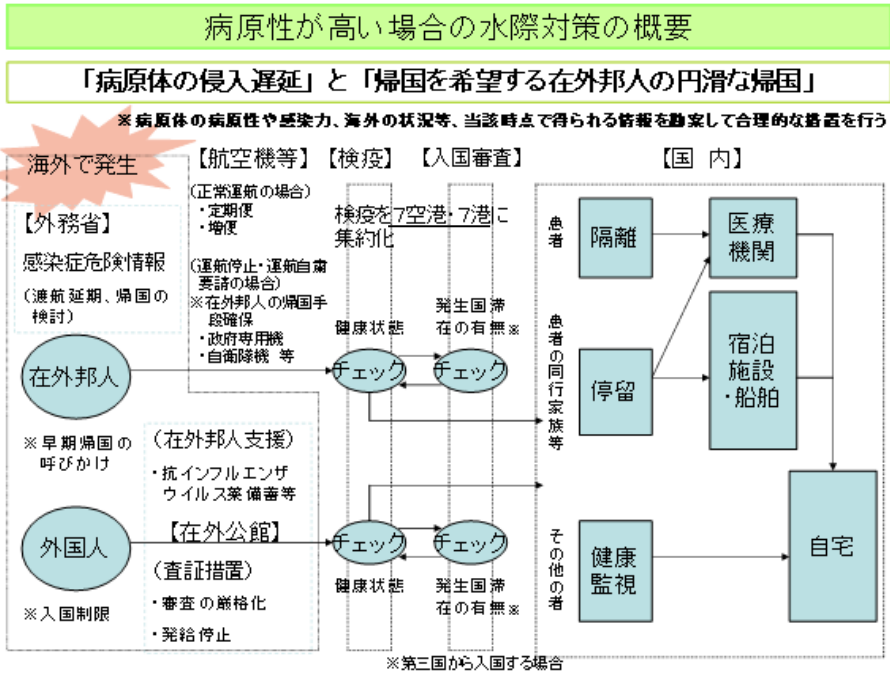
a (略)

b 出国証印の入国審査や税関における確認

機内等でのアナウンスや看板により、検疫終了後に、入国管理局や税関において旅券の出国証印を確認することや旅券の最終出国証印が押されているページを開いて入国審査に臨むことを乗客に周知する。入国審査では、邦人及び外国人の全ての旅券について、一定程度以降の日付の発生国の出国証印をチェックし、これがあった場合、速やかに検疫所に通報する。

第5章～第7章 (略)

参考資料 1 : 病原性が高い場合の水際対策の概要



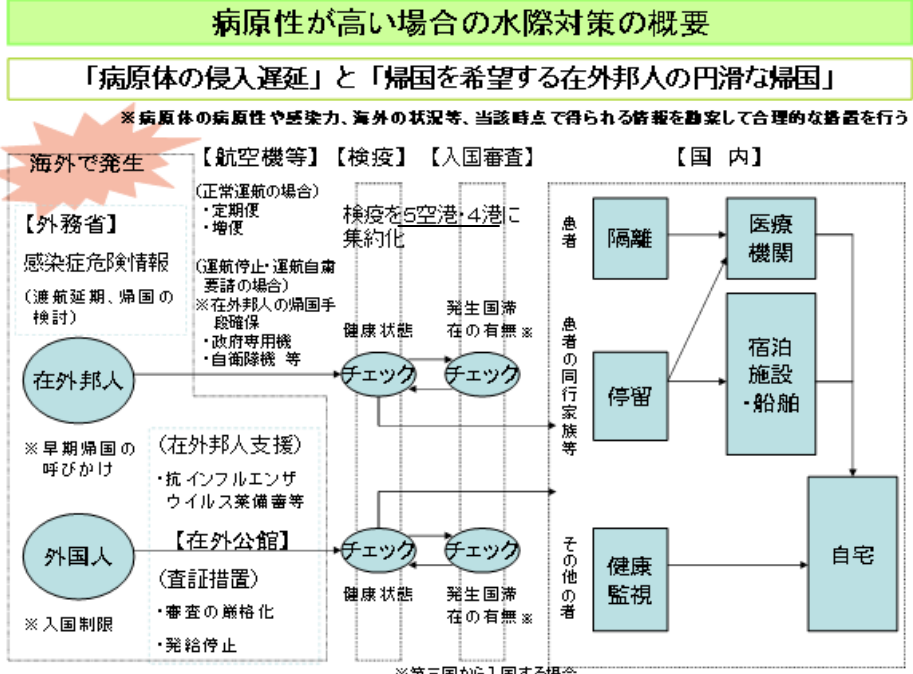
参考資料 2・3 (略)

参考資料 4 : 在外邦人輸送時の留意点

- ① 政府専用機は約 120 人、C-130 は約 80 人搭乗可能。
- ②・③ (略)

参考資料 5 (略)

参考資料 1 : 病原性が高い場合の水際対策の概要



参考資料 2・3 (略)

参考資料 4 : 在外邦人輸送時の留意点

- ① 政府専用機は約 140 人、C-130 は約 80 人搭乗可能。
- ②・③ (略)

参考資料 5 (略)

IV まん延防止に関するガイドライン

目次 (略)

第1章・第2章 (略)

第3章 各段階におけるまん延防止対策

1. 地域発生早期

(略)

(1)・(2) (略)

(3) 個人対策並びに地域対策及び職場対策

- ① 国及び都道府県は、通常、季節性インフルエンザ対策として実施されている以下のような個人対策並びに地域対策及び職場対策を、より強化して実施する。

国民、事業者に対し、発生した新型インフルエンザ等の病原体分析の結果、リスク評価、症例分析結果など、国民等が必要性を十分理解した上で、適切な行動をとり得るよう、適時適切な情報の提供を行う。

a (略)

b 事業所には、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを作る事業活動を避ける、在宅勤務及び時差出

IV まん延防止に関するガイドライン

目次 (略)

第1章・第2章 (略)

第3章 各段階におけるまん延防止対策

1. 地域発生早期

(略)

(1)・(2) (略)

(3) 個人対策並びに地域対策及び職場対策

- ① 国及び都道府県は、通常、季節性インフルエンザ対策として実施されている以下のような個人対策並びに地域対策及び職場対策を、より強化して実施する。

国民、事業者に対し、発生した新型インフルエンザ等の病原体分析の結果、リスク評価、症例分析結果など、国民等が必要性を十分理解した上で、適切な行動をとり得るよう、適時適切な情報の提供を行う。

a (略)

b 事業所には、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを作る事業活動を避ける、時差出勤の実施等の

勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、職場における健康管理を徹底し、当該感染症の症状が認められた従業員の受診を勧奨するなど、職場における感染対策の徹底を要請する。

c～e (略)

②～③ (略)

2. (略)

第4章 外出自粛要請・施設の使用制限等の要請等

1.・2. (略)

3. 施設の使用制限等の要請等の運用

①～③ (略)

④ (略)

基本的な感染対策等を勧奨する。また、職場における健康管理を徹底し、当該感染症の症状が認められた従業員の受診を勧奨するなど、職場における感染対策の徹底を要請する。

c～e (略)

②～③ (略)

2. (略)

第4章 外出自粛要請・施設の使用制限等の要請等

1.・2. (略)

3. 施設の使用制限等の要請等の運用

①～③ (略)

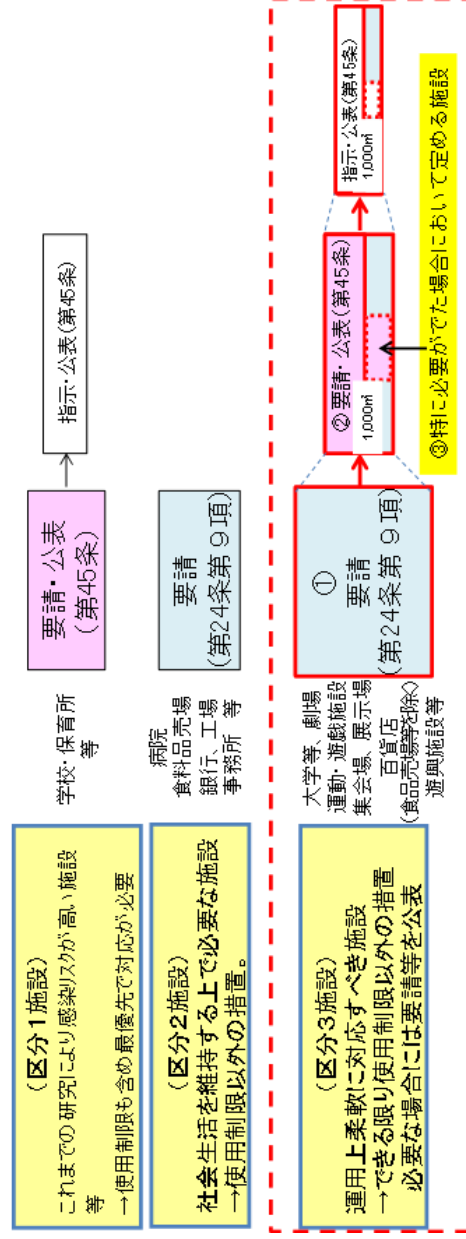
④ (略)



新型インフルエンザ等の感染リスク、社会生活の維持の観点を踏まえ、施設の区分ごとに、適切な対応を行う。

※特措法第45条の措置は、指示まで至る措置。また個別施設名が公表される。

特措法第24条第9項の措置は、指示まで至らない措置。また公表もされない。



⑤ (略)

⑥ 地域全体での保育施設等の臨時休業時における対応については、以下のとおり考えられる。

a (略)

b 勤務等の都合により保護者が自宅で乳幼児・児童に付き添えない場合については、可能な範囲で、ファミリー・サポート・センター事業を活用することも考えられる。

院内保育施設や、国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の保育施設については、臨時休業の例外として対応することも考えられるが、医療提供者やその他の特定接種対象者が養育する児童等を預かる保育所等の確保方法については、今後厚生労働省は、関係省庁及び地方公共団体と連携しながら検討することが必要である。

また、仕事等の都合で、どうしても乳幼児・児童に付き添えない保護者も一定数存在することも見込まれることから、十分な集団感染対策を講じた上での一部保育施設の部分的開所について認めるが、感染対策そのものの効果が減少する可能性があること等を考慮する。

c (略)

⑤ (略)

⑥ 地域全体での保育施設等の臨時休業時における対応については、以下のとおり考えられる。

a (略)

b 勤務等の都合により保護者が自宅で乳幼児・児童に付き添えない場合については、可能な範囲で、ファミリー・サポート・センター事業を活用することも考えられる。

院内保育施設や、国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の事業所内保育事業については、臨時休業の例外として対応することも考えられるが、医療提供者やその他の特定接種対象者が養育する児童等を預かる保育所等の確保方法については、今後厚生労働省は、関係省庁及び地方公共団体と連携しながら検討することが必要である。

また、仕事等の都合で、どうしても乳幼児・児童に付き添えない保護者も一定数存在することも見込まれることから、十分な集団感染対策を講じた上での一部保育施設の部分的開所について認めるが、感染対策そのものの効果が減少する可能性があること等を考慮する。

c (略)

施設使用制限の要請等の対象である a、b の施設一覧

	施設の種類	根拠規定
a 学校（b に掲げるものを除く。）		
1～9 (略)	(略)	(略)
b 保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）		
(略)	(略)	(略)
4	自立訓練（機能訓練）事業を行う施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第 <u>12</u> 項
5	自立訓練（生活訓練）事業を行う施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第 <u>12</u> 項
6	就労移行支援事業を行う施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第 <u>13</u> 項
7	就労継続支援（A 型）事業を行う施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第 <u>14</u> 項
8	就労継続支援（B 型）事業を行う施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第 <u>14</u> 項

施設使用制限の要請等の対象である a、b の施設一覧

	施設の種類	根拠規定
a 学校（b に掲げるものを除く。）		
1～9 (略)	(略)	(略)
b 保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）		
(略)	(略)	(略)
4	自立訓練（機能訓練）事業を行う施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第 <u>13</u> 項
5	自立訓練（生活訓練）事業を行う施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第 <u>13</u> 項
6	就労移行支援事業を行う施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第 <u>14</u> 項
7	就労継続支援（A 型）事業を行う施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第 <u>15</u> 項
8	就労継続支援（B 型）事業を行う施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第 <u>15</u> 項

9～14 (略)	(略)	(略)
15	日中一時支援事業を行う施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条第 3 項、平成 18 年 8 月 1 日付障発第 0801002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知別紙「地域生活支援事業実施要綱」
16～20 (略)	(略)	(略)
<u>21</u>	地域密着型通所介護を行う施設	介護保険法第 8 条第 17 項
<u>22</u>	認知症対応型通所介護を行う施設	介護保険法第 8 条第 18 項
<u>23</u>	小規模多機能型居宅介護を行う施設	介護保険法第 8 条第 19 項
<u>24</u>	認知症対応型共同生活介護（短期利用に限る）を行う施設	介護保険法第 8 条第 20 項
<u>25</u>	地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用に限る）を行う施設	介護保険法第 8 条第 21 項
<u>26</u>	複合型サービスを行う施設	介護保険法第 8 条第 23 項
	(削除)	
27	介護予防通所リハビリテーションを行う施設	介護保険法第 8 条の 2 第 6 項
28	介護予防短期入所生活介護を行う施設	介護保険法第 8 条の 2 第 7 項

9～14 (略)	(略)	(略)
15	日中一時支援事業を行う施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条第 3 項、平成 18 年 8 月 1 日付障発第 0801002 号厚生労働省社会・援護局障害府県福祉部長通知別紙「地域生活支援事業実施要綱」
16～20 (略)	(略)	(略)
<u>21</u>	認知症対応型通所介護を行う施設	介護保険法第 8 条第 17 項
<u>22</u>	小規模多機能型居宅介護を行う施設	介護保険法第 8 条第 18 項
<u>23</u>	認知症対応型共同生活介護（短期利用に限る）を行う施設	介護保険法第 8 条第 19 項
<u>24</u>	地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用に限る）を行う施設	介護保険法第 8 条第 20 項
<u>25</u>	複合型サービスを行う施設	介護保険法第 8 条第 22 項
<u>26</u>	介護予防通所介護を行う施設	介護保険法第 8 条の 2 第 7 項
27	介護予防通所リハビリテーションを行う施設	介護保険法第 8 条の 2 第 8 項
28	介護予防短期入所生活介護を行う施設	介護保険法第 8 条の 2 第 9 項

29	介護予防短期入所療養介護を行う施設	介護保険法第8条の2第8項
30	介護予防認知症対応型通所介護を行う施設	介護保険法第8条の2第13項
31	介護予防小規模多機能型居宅介護を行う施設	介護保険法第8条の2第14項
32	介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用に限る）を行う施設	介護保険法第8条の2第15項
33～43 (略)	(略)	(略)
44	一時預かり事業を行う施設	児童福祉法第6条の3第7項
45	家庭的保育事業を行う施設	児童福祉法第6条の3第9項
46	小規模保育事業を行う施設	児童福祉法第6条の3第10項
47	事業所内保育事業を行う施設	児童福祉法第6条の3第12項
48	病児保育事業を行う施設	児童福祉法第6条の3第13項
49	児童館	児童福祉法第40条
50	認可外保育所	児童福祉法第59条の2
51	母子健康包括支援センター	母子保健法第22条

29	介護予防短期入所療養介護を行う施設	介護保険法第8条の2第10項
30	介護予防認知症対応型通所介護を行う施設	介護保険法第8条の2第15項
31	介護予防小規模多機能型居宅介護を行う施設	介護保険法第8条の2第16項
32	介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用に限る）を行う施設	介護保険法第8条の2第17項
33～43 (略)	(略)	(略)
44	児童館	児童福祉法第40条
45	認可外保育所	児童福祉法第59条の2
46	母子健康センター	母子保健法第22条

V 予防接種に関するガイドライン

目次 (略)

第1章 (略)

第2章 ワクチンの確保

1. ワクチンについて

(1) (略)

(2) プレパンデミックワクチン

① (略)

② プレパンデミックワクチンは、亜型が異なるインフルエンザには有効性が不明であり、また、新型インフルエンザウイルスと同一の亜型であったとしても、パンデミックワクチンと比較すると、流行前の時点でその有効性の評価を定めることはできない。

2. 研究開発等

①～③ (略)

V 予防接種に関するガイドライン

目次 (略)

第1章 (略)

第2章 ワクチンの確保

1. ワクチンについて

(1) (略)

(2) プレパンデミックワクチン

① (略)

② 我が国においては、プレパンデミックワクチンの製造に当たって、現在 H5N1 亜型のインフルエンザウイルスを用いており、このワクチンは、H5N1 亜型以外のインフルエンザには有効性が不明であり、また、新型インフルエンザウイルスが H5N1 亜型であったとしても、パンデミックワクチンと比較すると、流行前の時点でその有効性の評価を定めることはできない。

2. 研究開発等

①～③ (略)

④ 臨床研究の対象者については、WHO に助言している諮問委員会が提示している範囲を踏まえ、鳥インフルエンザウイルスを扱う研究者、鳥インフルエンザ発生時に防疫業務等に従事する者、医療従事者とするほか、積極的疫学調査に従事する者や、有効性・安全性等に関する正確な情報を分かりやすく情報提供した上で指定公共機関等で国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務に従事する者等とすることが考えられる。

⑤ (略)

3. ～ 6. (略)

第3章 (略)

第4章 接種対象者について

1. 特定接種の対象者について

(1) (略)

(2) 特定接種の位置付け

① 特定接種については、備蓄しているワクチンが有効であれば、それをを用いることとなるが、備蓄ワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。

④ 臨床研究の対象者については、WHO に助言している諮問委員会が提示している範囲を踏まえ、鳥インフルエンザ(H5N1)ウイルスを扱う研究者、鳥インフルエンザ発生時に防疫業務等に従事する者、医療従事者とするほか、積極的疫学調査に従事する者や、有効性・安全性等に関する正確な情報を分かりやすく情報提供した上で指定公共機関等で国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務に従事する者等とすることが考えられる。

⑤ (略)

3. ～ 6. (略)

第3章 (略)

第4章 接種対象者について

1. 特定接種の対象者について

(1) (略)

(2) 特定接種の位置付け

① 特定接種については、備蓄しているワクチンが有効であれば、それをを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザ等が備蓄している H5N1 以外の感染症であった場合や亜型が H5N1 の新型インフルエンザであっても備蓄ワクチ

②・③ (略)

(3)・(4) (略)

2.・3. (略)

第5章 予防接種体制について

1. 特定接種の接種体制

(1)～(4) (略)

(5) 接種体制の構築等

ア)・イ) (略)

ウ) 登録事業者又は事業者団体における接種体制の構築

① (略)

② 登録事業者又は事業者団体は、予定した接種体制に変更がある場合は、業種の担当府省庁等を経由して、厚生労働省へ登録する。

③・④ (略)

ンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。

②・③ (略)

(3)・(4) (略)

2.・3. (略)

第5章 予防接種体制について

1. 特定接種の接種体制

(1)～(4) (略)

(5) 接種体制の構築等

ア)・イ) (略)

ウ) 登録事業者又は事業者団体における接種体制の構築

① (略)

② 登録事業者又は事業者団体は、予定した接種体制に変更がある場合は、業種の担当府省庁等を経由して、厚生労働省へ登録する。

③・④ (略)

(6) ~ (8) (略)

2. (略)

第6章 (略)

(6) ~ (8) (略)

2. (略)

第6章 (略)

(別添)

特定接種の対象となり得る業種・職務について

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、基本的な考え方を以下のとおり整理した。

(1) 特定接種の登録対象者

(略)

(2) 特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

(＝新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務)

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分3：民間の登録事業者と同様の職務

(別添)

特定接種の対象となり得る業種・職務について

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、基本的な考え方を以下のとおり整理した。

(1) 特定接種の登録対象者

(略)

(2) 特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

(＝新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務)

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分3：民間の登録事業者と同様の職務

区分１：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

特定接種の対象となり得る職務	職種	区分	担当省庁
(略)	(略)	(略)	(略)
検疫・動物検疫・入国管理・税関の強化 (検疫実施空港・港における水際対策・検疫事務)	検疫所職員 動物検疫所職員 地方出入国在留管理局職員 税関職員	区分１	厚生労働省 農林水産省 出入国在留管理庁 財務省
(略)	(略)	(略)	(略)

区分２・区分３ (略)

Ⅵ 医療体制に関するガイドライン

目次 (略)

第１章・第２章 (略)

第３章 発生期における医療体制の維持・確保に

区分１：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

特定接種の対象となり得る職務	職種	区分	担当省庁
(略)	(略)	(略)	(略)
検疫・動物検疫・入国管理・税関の強化 (検疫実施空港・港における水際対策・検疫事務)	検疫所職員 動物検疫所職員 <u>入国管理局</u> 職員 税関職員	区分１	厚生労働省 農林水産省 <u>法務省</u> 財務省
(略)	(略)	(略)	(略)

区分２・区分３ (略)

Ⅵ 医療体制に関するガイドライン

目次 (略)

第１章・第２章 (略)

第３章 発生期における医療体制の維持・確保に

ついて

1. 海外発生期から地域発生早期における医療体制

帰国者・接触者外来を設置すること等により医療体制の整備を進めるとともに、帰国者・接触者相談センターやコールセンター等の問い合わせに対応する相談窓口を設置する等により、国民への情報提供を行う。

国内で新型インフルエンザ等が発生してから、地域感染期に至るまで、まん延をできる限り抑えることを目的として、新型インフルエンザ等患者に対する感染症指定医療機関等への入院措置及び抗インフルエンザウイルス薬等の投与を行う。

(1) 医療機関等における対応

ア) 帰国者・接触者外来の設置について

①～③ (略)

④ 具体的な対応(都道府県等の役割)
(帰国者・接触者外来の設置及び運営等)

a～c (略)

d 帰国者・接触者外来の対象者や役割等の情報について周知を行う。帰国者・接触者外来の場所については、帰国者・接触者相談センターが相談を受け付け、受診が必要であると判断した場合には、受診すべき帰国者・接触者外来を知らせる。

e (略)

ついて

1. 海外発生期から地域発生早期における医療体制

帰国者・接触者外来を設置すること等により医療体制の整備を進めるとともに、帰国者・接触者相談センターやコールセンター等の問い合わせに対応する相談窓口を設置する等により、国民への情報提供を行う。

国内で新型インフルエンザ等が発生してから、地域感染期に至るまで、まん延をできる限り抑えることを目的として、新型インフルエンザ等患者に対する感染症指定医療機関等への入院措置及び抗インフルエンザウイルス薬等の投与を行う。

(1) 医療機関等における対応

ア) 帰国者・接触者外来の設置について

①～③ (略)

④ 具体的な対応(都道府県等の役割)
(帰国者・接触者外来の設置及び運営等)

a～c (略)

d 帰国者・接触者外来の対象者や役割等の情報について周知を行う。帰国者・接触者外来の場所については、帰国者・接触者相談センターが相談を受け付け、受診が必要であると判断した場合に知らせることを原則とし、一般への公表は行わない。

e (略)

(略)

イ) ～カ) (略)

(2)・(3) (略)

2.・3. (略)

第4章 (略)

VII 抗インフルエンザウイルス薬に関する ガイドライン

(略)

VIII 事業者・職場における新型インフルエ ンザ等対策ガイドライン

(略)

(略)

イ) ～カ) (略)

(2)・(3) (略)

2.・3. (略)

第4章 (略)

VII 抗インフルエンザウイルス薬に関する ガイドライン

(略)

VIII 事業者・職場における新型インフルエ ンザ等対策ガイドライン

(略)

Ⅸ 個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ等対策ガイドライン
(略)

X 埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン
(略)

Ⅸ 個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ等対策ガイドライン
(略)

X 埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン
(略)